資料3　記録の保存に係る「完結の日」の解釈について

（H25.2）

No.	省令基準の規定により整備・保存しなければならない記録		平成25年度以降における完結の日の起算点の解釈	5年間保存
1	各サービスのサービス計画		計画期間中のサービス提供に係る最終の居宅介護サービス費等の受領日	○
2	提供した具体的なサービスの内容等	居宅介護サービス費等の支給の根拠となるもの	居宅介護サービス費等受領日	○
2	提供した具体的なサービスの内容等	上記以外の記録	サービス提供日	×
3	利用者が故意に要介護度を悪化させた場合等の市町村への報告		対応の終了日	×
4	事業者が受け付けた苦情の内容等		対応の終了日	×
5	サービス提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置		対応の終了日	×
6	主治の医師等による指示文書		指示書期間中のサービス提供に係る最終居宅介護サービス費等の受領日	○
7	訪問看護報告書、複合型サービス報告書		サービス提供日	×
8	安全・サービス提供管理委員会における検討の結果		対応の終了日	×
9	身体拘束を行った場合の緊急やむを得ない理由等の記録	身体拘束廃止未実施減算があるサービス	実施期間中のサービス提供に係る最終の居宅介護サービス費等の受領日	○
9	身体拘束を行った場合の緊急やむを得ない理由等の記録	上記以外のサービス	対応の終了日	×
10	事業の一部を委託する場合の受託者の業務実施状況の確認結果等	提供した具体的なサービスの内容等の記録に相当するものとして、居宅介護サービス費等の支給の根拠となる記録	居宅介護サービス費等受領日	○
10	事業の一部を委託する場合の受託者の業務実施状況の確認結果等	上記以外の記録	報告内容の確認日	×
11	法定代理受領サービスを実施する場合の利用者の同意に係る文書		契約の終了日	×
12	受託居宅サービス事業者から受けたサービス提供に係る報告	提供した具体的なサービスの内容等の記録に相当するものとして、居宅介護サービス費等の支給の根拠となる記録	居宅介護サービス費等受領日	○
12	受託居宅サービス事業者から受けたサービス提供に係る報告	上記以外の記録	報告内容の確認日	×
13	受託居宅サービス事業者の業務実施状況の確認結果等	提供した具体的なサービスの内容等の記録に相当するものとして、居宅介護サービス費等の支給の根拠となる記録	居宅介護サービス費等受領日	○
13	受託居宅サービス事業者の業務実施状況の確認結果等	上記以外の記録	報告内容の確認日	×
14	用具の消毒等を委託する場合の受託者の業務実施状況の確認結果等		報告内容の確認日	×
15	居宅サービス計画		計画期間終了日	×
16	運営推進会議における報告、評価要望、助言等		対応の終了日	×
17	入所者が居宅において日常生活を営むことが可能かどうかの検討結果		検討結果による期間中のサービス提供に係る最終の居宅介護サービス費等の受領日	○

居宅サービス

No.	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	居宅療養	通所介護 一般	通所介護 療養	通所リハ	短期生活	短期療養	特定施設 一般	特定施設 外部	用具貸与	用具販売
1	1		2	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	1	4	2	1	2	3	2	2	2	2	7	2	2
3	3	2	5	3	2	3	4	3	4	4	5	4	4	3
4	4	3	6	4	3	4	5	4	5	5	6	5	5	4
5	5	4	7	5	4	5	6	5	6	6	7	6	6	5
6			1											
7			3											
8							2							
9（身体拘束廃止未実施減算があるサービス）														
9（上記以外のサービス）									3	3	3	8		
10（支給の根拠となる記録）											4	9		
10（上記以外の記録）														
11											8	10		
12（支給の根拠となる記録）												2		
12（上記以外の記録）														
13（支給の根拠となる記録）												3		
13（上記以外の記録）														
14													3	
15														
16														
17														

介護予防サービス

No.	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	居宅療養	通所介護	通所リハ	短期生活	短期療養	特定施設 一般	特定施設 外部	用具貸与	用具販売
1	1		2	1		1	1	1	1	1	1	6	5
2	2	1	4	2	1	2	2	2	2	3	8	1	1
3	3	2	5	3	2	3	3	4	4	6	4	3	2
4	4	3	6	4	3	4	4	5	5	7	5	4	3
5	5	4	7	5	4	5	5	6	6	8	6	5	4
6			1										
7			3										
8													
9（身体拘束廃止未実施減算があるサービス）													
9（上記以外のサービス）								3	3	4	9		
10（支給の根拠となる記録）										5	10		
10（上記以外の記録）													
11										2	7		
12（支給の根拠となる記録）											2		
12（上記以外の記録）													
13（支給の根拠となる記録）											3		
13（上記以外の記録）													
14												2	
15													
16													
17													

地域密着型サービス／地域予防／施設サービス

No.	地域密着型 定期巡回	地域密着型 夜間訪問	地域密着型 認知通所	地域密着型 多機能型	地域密着型 GH	地域密着型 地域特定	地域密着型 地域特養	地域密着型 複合型	地域予防 認知通所	地域予防 多機能型	地域予防 GH	施設 特養	施設 老健	施設 療養型
1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1
2	2	2	2	3	2	2	2	6	2	3	2	2	3	2
3	5	3	3	5	4	5	4	7	3	5	4	4	5	4
4	6	4	4	6	5	6	5	8	4	6	5	5	6	5
5	7	5	5	7	6	7	6	9	5	7	6	6	7	6
6	3							4						
7	4							5						
8														
9（身体拘束廃止未実施減算があるサービス）							3					3	4	3
9（上記以外のサービス）				4	3	3		3		4	3			
10（支給の根拠となる記録）						4								
10（上記以外の記録）														
11						9								
12（支給の根拠となる記録）														
12（上記以外の記録）														
13（支給の根拠となる記録）														
13（上記以外の記録）														
14														
15				1				1		1				
16				8	7	8		10		8	7			
17													2	

※表中の数字は、各省令基準における「記録の整備」の条項中「第○号」を表す。

資料３